

北上市告示甲第8号

北上市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用償還払要綱（令和4年北上市告示甲第87号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(対象者)</p> <p>第2 この告示に基づき償還払を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 償還払を受けようとする回数分の接種について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第5項の規定により読み替えることとした場合の当該読替え後の同令第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項予防接種の対象者の欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていない者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2 この告示に基づき償還払を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 償還払を受けようとする回数分の接種について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第5項の規定により読み替えることとした場合の当該読替え後の同令第3条第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項予防接種の対象者の欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていない者</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	